

学校いじめ防止等のための基本方針



平成28年6月改訂

秋田県立湯沢翔北高等学校

(TEL 0183-79-5200)

I いじめの理解

1 いじめとは ～いじめの定義～

「いじめ」とは、「当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義される。

なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

《解説》

- ・「一定の人的関係」とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や生徒が関わっている仲間や集団(グループなど)、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

- ・「物理的な影響」とは

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。(インターネットを通じて行われるものも含む)

2 具体的ないじめの態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめられている子どもの気持ち

- 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、(告げ口したとして)さらにいじめられるのではないか等の不安な気持ちから事実を言わないことが多くなる。
- 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりする。
- 「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥る。
- ストレスや欲求不満の解消を他の子どもに向ける。

4 いじめている子どもの気持ち

- いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- 自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わる。
- いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化している。

5 いじめの原因

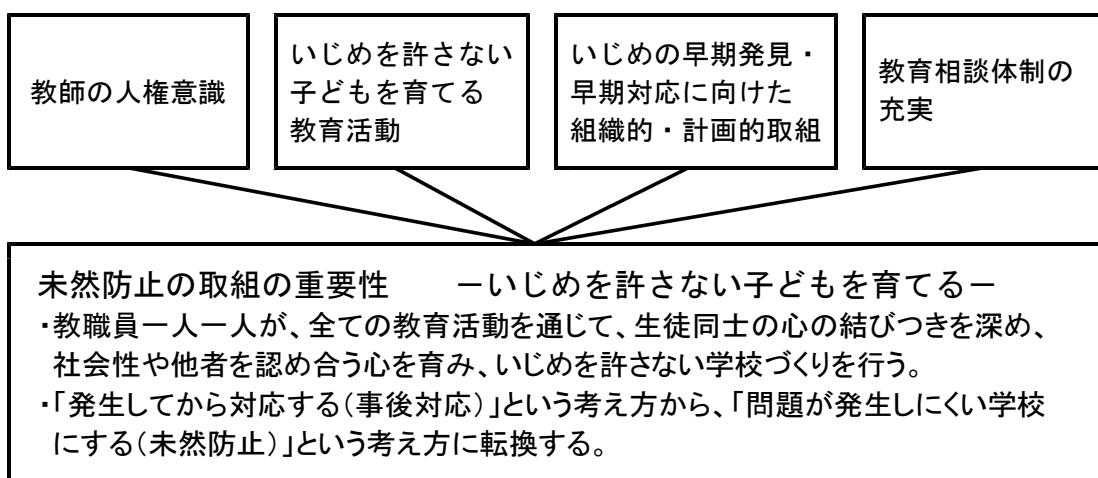
- 学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口の手段としていじめが発生する。
- 相手の人権の配慮に欠け、差異(個性)を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生する。

6 いじめの基本認識

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめの未然防止

1 いじめを許さない学校・HRづくり



2 いじめ防止の手立て

① 教職員の基本姿勢

いじめはHRを中心とした集団の状態が強く影響する。HRをはじめとして学校全体でいじめをさせない、見逃さない雰囲気をつくる役割を教職員が行う。

② 落ち着いた生活環境

いじめが起こりやすいHRは、ルールが不明確で、全体の規範意識が低下している傾向がある。学校のルール、やっていいことと悪いこと等の基準を生徒にわかりやすく示す。

③ 魅力的な授業

学校生活が安定し、充実したものになれば、いじめは起こりにくくなる。そのために、学校生活の中心とも言える授業が魅力的で、どの生徒も活躍できる場となるようにする。

④ HR活動

いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合う。HR内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループエンカウンター等の社

会性を育てるプログラムを活用する。また、人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面したときの対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング等を活用する。

⑤ いじめ防止対策組織の設置(いじめ対策委員会)

教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談部主任、養護教諭等でいじめ対策組織(いじめ対策委員会)を設置し、いじめ対策の全体計画の検討・実施・点検を行う。また、いじめの事例の研修会等を実施し、いじめの防止に努める。

⑥ 学校行事

生徒たちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

⑦ 生徒会活動

生徒たちが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、生徒会活動をすすめる。

⑧ 保護者との信頼関係

いじめる側の生徒たちの中には、保護者から十分な愛情を注がれていない生徒も少なくない。積極的に保護者との信頼関係に努め、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめの予防に取り組む。

III いじめの早期発見

いじめは、決して許されないことであり、どの生徒にも、どの学校にも起こり得る。いじめのサインは、いじめを受けている生徒からも、いじめている生徒からも出ている。様々な方法を用いて、いじめの把握に努める必要がある。

1 いじめ発見の手立て

① 日常の交流による発見

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。

② 複数の目による発見

多くの教師が様々な教育活動を通して生徒に関わることにより、発見の機会を多くする。

③ アンケート調査

「いじめ(悩みごと)アンケート」等の調査を学校全体で計画的に実施し、アンケートを複数の教員で閲覧し、問題がないかを探る。また、記述内容の分析には、スクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

④ 教育相談による把握

学校全体として定期的な面談の実施や、生徒が希望するときには面談ができる体制を整える。

⑤ 生徒会主体による取組

生徒会が自発的、自動的にいじめ防止を訴え、解決を図れるように活動を支援する。

2 保護者や地域からの情報提供

いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴え（情報）を真摯に受け止める。

3 いじめ発見チェックシート

1 登校時・SHR等

- 欠席・遅刻・早退が目立つ。
理由があいまい。
- 保健室等にいることが多い。
- 表情が冴えない、笑顔がない。
- 下足箱のズックがなくなる。
- 教師と視線を合わせようとしない。
(教師の目を避けている。)
- 教師の問い合わせに答えようとしている。(何かごまかそうとしている。)

2 授業時間

- 頭痛・腹痛・吐き気等を訴え、保健室への出入りが頻繁になる。
- 一人で遅れて教室に入ってくることが多い。
- 授業開始時、机上や机の周りに学用品等が散乱したり、持ち物に落書きされている。
- 特定の生徒が発表すると笑いや冷やかし、または、まねをする。
- 特定の生徒が、授業と全く関係のないことを発言し（させられ）て、笑い者になっている。
- 係決めの時に、仕事の多い役職を押しつけられる。
- 配付したプリントが途中でなくなる。
- 体育の授業での激しいプレーによる特定の生徒への接触行為が目立つ。

3 昼食時

- 図書館などで一人きりで食べている。
- 自分の椅子に他の生徒が座り、仲の良い友人と食事をしているので教室外で食べる。
- 弁当の中身が食べられている。
(食べ散らかされている)
- 飲食物を買わされている。

4 休み時間

- グループの中にはいるが、絡まれることが多く、笑顔がない。また、不自然な笑いを浮かべている。
- 所属グループが変化し、交遊関係の変化が目立つ。
- プロレスごっこ等でいつもやられ役になっている。
- 特別な用事もないのに、職員室や保健室・図書室等にいることが多く、一人になりたがらない。
- 先輩がクラスにやってきて、後輩に何か用事を押しつけている。

5 その他

- 忘れ物や移動教室への遅れなど、誤った情報が伝えられている。
- 朝には見られなかった衣服の汚れや破れ、擦り傷等がある。
- 傷やけが等の跡があるのか、腕や足、首等の肌を隠そうとする。
- 特定の席に誰も座ろうとしない。
- 席の周りが空いている。机や椅子の周りにゴミが散乱している。
- 納入金等を急に滞納はじめた。
- 金銭の貸し借りが増え、教室内での盗難などの疑いがかけられた。
- 揭示作品・黒板・壁等に中傷や悪質な落書きが見られる。
- 不快な呼び名で呼ばれている。
- ふざけた雰囲気の中で代表等に選ばれる。
- 自転車を倒されたり、不自然に空気が減っていたり、パンクしていることがある。
- 部活動を休むことが多くなり、理由を聞いてもはつきりしない。

4 ネットいじめ

(1)「ネット上のいじめ」について

- ① 不特定多数の者から、特定の生徒に対する誹謗・中傷が集中的に行われる。誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから被害が極めて深刻なものとなる。
- ② ネットが持つ匿名性から安易な書き込みが行われた結果、生徒が被害者にも加害者にもなる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、生徒たちの個人情報や画像がネット上に流出し、それが悪用されやすい。
- ④ 保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯端末やインターネット上の利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により『ネット上のいじめ』を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。

(2)「ネットいじめ」の態様

- ① パソコンや携帯端末から、ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に特定の生徒に関する誹謗・中傷を書き込む。

[例]学校裏サイトに「〇〇を無視しよう」とか「〇〇の顔がキモイ」などの書き込みをする。

- ② ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に、実名入りや個人が特定できる表現を用いて、特定の生徒の個人情報を無断で掲載する。

[例]他人にホームページを無断で作成され、顔写真を勝手に載せられた上、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込み(キモイ、ウザイ、死ね等)をする。

- ③ 特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を不特定多数の携帯端末等にメールで送信する。(チェーンメール)

[例]「〇〇はいじめをしている。私は決して許すことができない。」という全く事実無根の内容のメールを複数の人物に対して送るように促すメールを複数の生徒に送る。

- ④ 特定の生徒になりすましてネット上で活動し、その生徒の社会的信用を貶める行為を行う。(なりすましメール)

[例]他人になりすまし、無断でプロフを作成し、「電話して」とか、「彼氏(女)募集中」などの書き込みをした上、メールアドレスや電話番号を勝手に記載する

※掲示板(BBS)……情報交換用の書き込みや閲覧ができる

※ブログ(blog)……日記のように更新できるウェブサイト

※プロフ……………インターネットを利用した自己紹介サイト

IV いじめの解決

いじめに対してHR担任一人で対応すると、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがある。いじめを発見した、その疑いがあった時点で、全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要がある。さらに、保護者に正確な事実を説明し、誠意ある態度で接し、ともに解決に向けた協力体制と信頼関係を確立することが大切である。

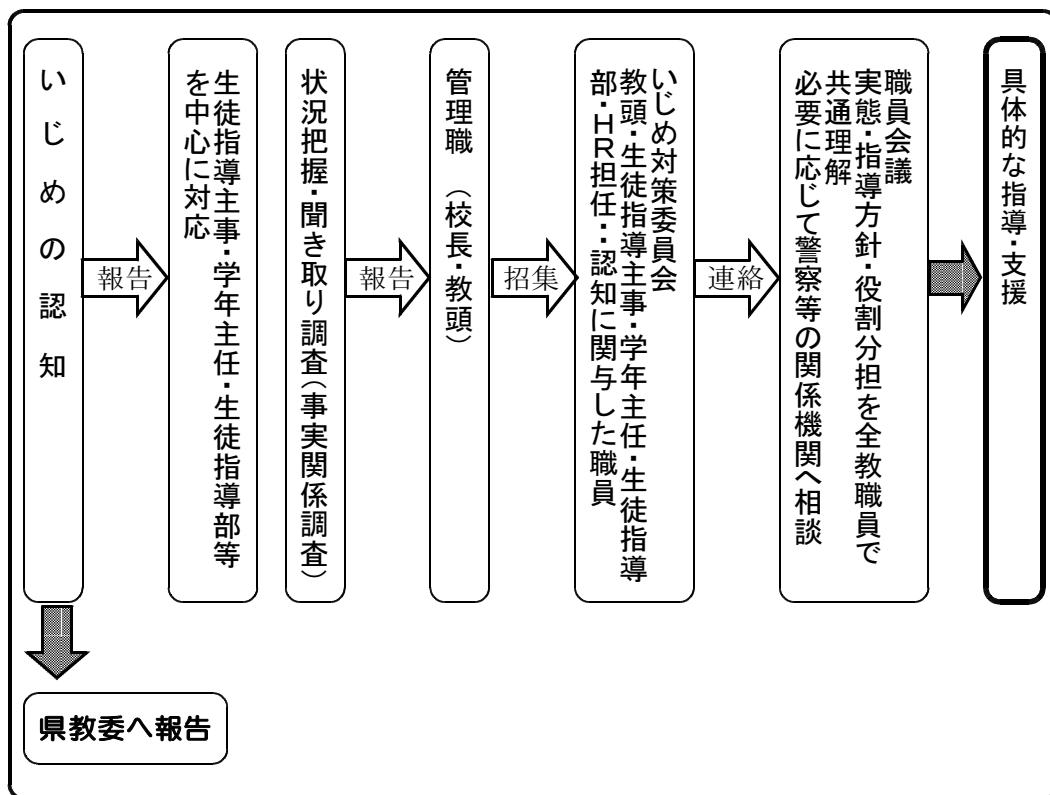
☆学校の組織的対応(いじめ対策委員会)

教頭・生徒指導主事・学年主任、HR担任、認知に関与した職員等によりいじめ対策委員会を設置し、いじめの対応にあたる。いじめの態様、関係者、被害者、加害者などの情報を整理し、緊急度や危険度を確認し対応方針を決定する。

被害者からの事情聴取と支援担当、加害者からの事情聴取と指導担当、周囲の生徒と全体への指導担当、保護者への対応担当・関係機関への対応担当などの役割分担を決定し、事実の究明と支援・指導にあたる。

1 対応の手順

いじめの深刻度レベル	
レベルⅠ	1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視
レベルⅡ	数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間はずれ、無視
レベルⅢ	レベルⅡが継続する。蹴る、叩く、足をかける、物かくし等、精神的苦痛を伴う実害がある
レベルⅣ	長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等重度の実害発生。 いじめによる不登校、転校保護者、本人が検討
レベルⅤ	万引き強要・けがを伴う暴力・恐喝・強姦・PTSDと診断される、自傷行為、死を語る



2 いじめの具体的な指導・支援・対応

① いじめの被害生徒への支援、加害生徒への指導

	いじめられている生徒への支援	いじめている生徒への指導
教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応	毅然とした態度で対応
基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・学校として「なんとしても守る」という姿勢を示す ・いじめの状況を把握し、生徒の安全確保を最優先する ・家庭と連携して、しっかりと見守る ・いじめ解消後も再発していないか観察を続ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは絶対に許されない行為であることを厳しく指導する ・いじめられた心の痛みを理解させる ・いじめられた生徒が安心して学校生活を送れるよう指導する ・当該生徒自身の問題行動の解決を図る
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の被害状況(負傷等) ・金品の被害状況 ・警察への被害届け提出の意思 ・カウンセリングの必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの原因 (学校生活や家庭生活でのイライラやむかつきなど) ・学校の友人関係 ・家庭環境の変化 ・カウンセリングの必要性
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・再発や潜在化 ・PTSD自殺危険度 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的背景 ・加害者が被害者になり得る

② HRへの指導

いじめは、いじめられた生徒といじめた生徒だけの問題だけではなく、周りの生徒の態度によって、いじめは助長されたり、抑止されたりする。いじめは当事者だけの問題だけではなく、周りにいる観衆、傍観者といわれる人たちの存在が大きいことを生徒に理解させる必要がある。

◎基本姿勢

- ①全ての生徒に、いじめは絶対許すことができない問題であることを厳しく指導する。
- ②観衆や傍観者も加害者になることを理解させる。
- ③いじめをなくす活動を、生徒が自ら取り組むように指導する。
- ④いじめを抑止する学級集団づくりに努める。

○観衆(面白がったり、はやし立てたりする生徒) ※いじめを助長する存在

○傍観者(無関心ややめさせるかななど葛藤している生徒) ※いじめを支持する存在

◎指導のポイント

- ①いじめを助長したり、抑えたりするのは、周りにいる人たちの態度で決まることを指導する。
- ②いじめられている側にも問題があるという考えは許されない。
- ③具体的な事例をもとに指導する。

- ④相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導する。
- ⑤「命」大切にする指導、思いやりの気持ちを育てる指導をする。
- ⑥生徒自らが、HR活動、生徒会活動を通して、いじめの防止や解消に取り組むように指導する。

③ 保護者への対応

◎いじめられている保護者への対応

いじめられている生徒の保護者の気持ちをしっかりと受け止め、「学校は、子どもを守り、いじめの早期解消に全力尽くすこと」を保護者に説明し、保護者と連携を密にして対応を進める。

子どもにとって家庭は、安心できる居場所としての役割を果たしてもらうこと、ゆっくりとくつろげるような環境づくりを心がけてもらうようお願いする。

◎いじめている保護者への対応

いじめを知られた保護者には、いじめは絶対に許されないと真剣に受け止める保護者とあまり真剣に受け止めない保護者に分けられる。

前者との保護者とは、話も進めやすいし協力も得られやすいですが、後者の保護者に対しては、慎重に説明しながら、具体的な対応の仕方について理解してもらうことが大切である。

○具体的な注意点

① 保護者の心情を理解する

- ・保護者の心理…怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安などがある。
- ・保護者も追い詰められ、防衛又は攻撃的な態度を取ることがある。
- ・子どもの長所を認めながら、保護者の苦労も十分ねぎらいながら対応する。

② 事実だけをきちんと伝える

- ・憶測で話さない。また、いじめと関係ない日常の様子などは話さない。

③ 具体的な助言をする

- ・我が子への対応といじめた生徒への謝罪は必ず行う。
- ・保護者の意向を聞きながら助言する。

④ 学校も子どもの立ち直りを目指して支援することを伝える

⑤ いじめていることを保護者に伝えたときにお願いすること

- ・「いじめられている方にも問題がある」などの言葉は絶対に使わない。
- ・両親が一緒に叱責しない。
- ・事実をしっかりと聞き出す。

- ・いじめは絶対に許されないことだ。親としても絶対に許されないと子どもへ伝える。

- ・相手を苦しめていることを子どもに理解させる。

- ・話を聞いて間違った考えを正す。

⑥ 親子で謝罪する気持ちを持ってもらう

- ・いじめられた生徒の立場に立って、不安を取り除き安心できるようにする。

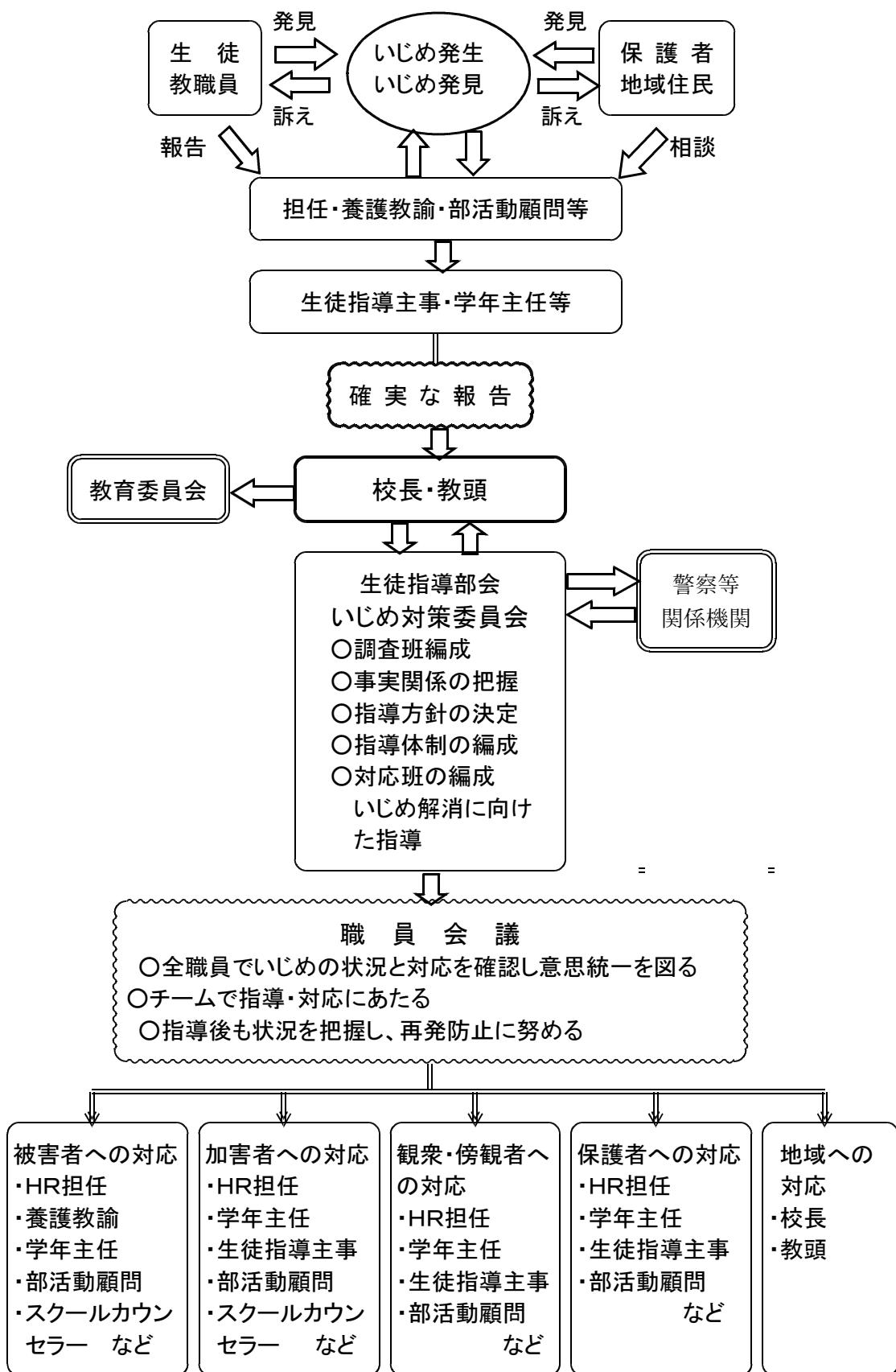
- ・親が率先して謝罪し、親が謝る姿を子どもに見せてもらう。

⑦ 今まで以上に、子どもとの関わりを多くもってもらう

- ・食事を一緒にとり、会話する。

- ・休みの日など、子どもと一緒に過ごす。

3 いじめ対策組織図



4 秋田県の主な相談電話一覧

◎秋田県教育委員会

○「24時間いじめ相談ダイヤル」(全国統一ダイヤル) 0120-0-78310

なやみいおう

☆24時間いつでも、いじめ問題に悩む子どもや保護者等の相談に応じます。

○「いじめ緊急ホットライン」(「すこやか電話」) 0120-377-943

☆いじめ問題に悩む子どもの相談に応じます。

○「すこやか電話」

☆不安や悩み等を抱えている生徒や直接学校に相談できない保護者等の相談に応じます。

・総合教育センター 0120-377-804

・南教育事務所雄勝出張所 0120-377-949

◎ 関 係 機 関

○「やまびこ電話」(24時間対応)

☆子どもからの相談及び家族、地域住民等からの少年の非行等に関する相談に応じます。

・県警察本部少年課 018-824-1212

○「チャイルド・セーフティ・センター」(24時間対応)

☆問題行動、いじめ、児童虐待、不登校、自殺等の子どもの悩みについての相談に応じます。

・県警察本部 018-831-3421

○「子ども・家庭110番」

☆18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じます。

・中央児童相談所 0120-42-4152

○「秋田いのちの電話」

☆こころの危機を抱えいろいろな悩みをもっている人の相談に応じます。

・いのちの電話事務局 018-865-4343

○児童相談所電話相談

☆育児や子育てなどの悩みをもっている人の相談に応じます。

・南児童相談所 018-32-0500

○「子どもの人権110番」

☆いじめ、虐待など子どもをめぐる人権問題に関する相談に応じます。

・秋田地方法務局 0120-007-110

○「こころの電話」

☆子どもの問題(躓、養育、発達、不登校など)に関する相談に応じます。

・県精神保健福祉センター 018-831-3939